

丹波篠山市告示第13号

悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準の設定について

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条の規定に基づき、令和6年丹波篠山市告示第12号により指定された悪臭物質の排出（漏出を含む。）を規制する地域における悪臭物質の規制基準を次の表のように指定し、令和6年4月1日から適用するので、同法第6条の規定に基づき告示する。

1 工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

地域の区分	一般地域
悪臭物質名	
アンモニア	1ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm
硫化水素	0.02ppm
硫化メチル	0.01ppm
二硫化メチル	0.009ppm
トリメチルアミン	0.005ppm
アセトアルデヒド	0.05ppm
プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
イソブチルアルデヒド	0.02ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm
イソバレルアルデヒド	0.003ppm
イソブタノール	0.9ppm
酢酸エチル	3ppm
メチルイソブチルケトン	1ppm
トルエン	10ppm
スチレン	0.4ppm
キシレン	1ppm
プロピオン酸	0.03ppm
ノルマル酪酸	0.001ppm
ノルマル吉草酸	0.0009ppm
イソ吉草酸	0.001ppm

備考

順応地域とは主として工業の用に供されている地域その他悪臭に対する順応の見られる地域をいい、一般地域とは順応地域以外の地域をいう。

2 工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される悪臭物質の当該排出施設の排出口における規制基準

- (1) 次の式により算出する悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e \times C_m$$

この式において、 q 、 H_e および C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立法メートル毎時）

H_e (2)に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

C_m 1に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 100万分率）

次号に規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

- (2) 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、 H_e 、 H_o 、 Q 、 V および T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_e 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

H_o 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度15度における排出ガスの流量（単位 立法メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

3 工場その他の事業場から排出される排水に含まれる悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出する悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチ

ルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブ
 タノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キ
 シレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除
 く。)の種類ごとの濃度とする。

なお、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が 1
 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限
 度は、当分の間、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

$$CL_m = K \times C_m$$

この式において、 CL_m 、 K および C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

CL_m : 排出水中の濃度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)

K : 下表の第 1 欄に掲げる悪臭物質の種類及び同表の第 2 欄に掲げる当該事業場か
 ら敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第 3 欄に掲げる値 (単位 1 リ
 ットルにつきミリグラム)

C_m : 1 に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値 (単位 100 万分率)

メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メ ートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001 立法メートル毎秒を超え、0.1 立法メ ートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	32
	0.001 立法メートル毎秒を超え、0.1 立法メ ートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 立法メートル毎秒以下の場合	63
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メ ートル毎秒以下の場合	14
	0.1 立法メートル毎秒を超える場合	2.9

令和 6 年 3 月 1 4 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



